

附則

1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十一の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じ、同表下欄に掲げる」を「次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者 別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じ、同表下欄に掲げる金額

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者 別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じ、同表下欄に掲げる金額

口 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教育訓練を修了した者 別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じ、同表下欄に掲げる金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者 別表第十一の表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じ、同表下欄に掲げる金額

第百二十条の十五第一項第二号中「百八月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を百八月中で除して得た数値を前号に規定する金額に乘じて得た」を「次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者 百八月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を百八月中で除して得た数値を前号イに定める金額に乘じて得た金額

ロ 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教育訓練を修了した者 七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月中で除して得た数値を前号ロに定める金額に乘じて得た金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者 七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月中で除して得た数値を前号ハに定める金額に乘じて得た金額

別表第十一(第百二十条の十五関係)

イ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十二年三月	四千八百七十六万円
平成二十三年三月	四千八百一十一万円
平成二十四年三月	四千七百二十八万円
平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円

平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十年三月	四千二百四十五万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十一号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(高年齢者等雇用安定法第三十八条第五項等の規定による労働者派遣事業に関する経過措置)

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号。以下この項において「高年齢者等雇用安定法」という。)第三十八条第五項(高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。)に関しては、シルバ人材センター(高年齢者等雇用安定法第三十七条第二項に規定するシルバ人材センターをいう。第三項において同じ。)又はシルバ人材センター連合(高年齢者等雇用安定法第三十七条第一項に規定するシルバ人材センター連合をいう。第三項において同じ。)を派遣元事業主(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。)とみなして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)附則第七條第一項及び第八條第一項の規定を適用する。

2 整備法附則第七條第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の規定が適用される派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。以下同じ。)について準用する。

3 整備法附則第八條第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定が適用されるシルバ人材センター及びシルバ人材センター連合について準用する。

(建設業労働者就業機会確保事業に関する経過措置)

第二条 建設業労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下この条において「建設労働法」という。)第三十六条第一項に規定する送出事業主(以下この項及び次条において単に「送出事業主」という。)が行う建設業労働者就業機会確保事業(建設労働法第二条第十項に

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 小野寺五典

内閣総理大臣 安倍 晋三

規定する建設業務労働者就業機会確保事業をいう。次条第一項において同じ。に關しては、建設業務労働者就業機会確保契約（建設労働法第四十三条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約をいう。）を労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）と、受入事業主（建設労働法第四十三条第三号に規定する受入事業主をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を派遣先と、建設業務労働者の就業機会確保（建設労働法第二条第九項に規定する建設業務労働者の就業機会確保をいう。次条において同じ。）を労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次条第一項において同じ。）と、送出事業主を派遣元事業主と、送出労働者（建設労働法第二条第一項に規定する送出労働者をいう。次条第一項において同じ。）を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次条第一項において同じ。）とみなして、整備法附則第七条第一項前段の規定を適用する。

2 前項の規定により整備法附則第七条第一項前段の規定を適用する場合における整備法附則第二十条の規定による改正後の建設労働法（次条において「新建設労働法」という。）第四十四条の規定の適用については、同条の表中「第二十六条第七項 第一項」建設労働法第四十三条

とあるのは

第二十六条第七項	第一項
第二十六条第十項	第七項
第二十八条及び第三十条	又は第四節の規定により適用される法律

建設労働法第四十三条

第七項又は働き方改革推進法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百五十一号）第二条第一項の規定により適用される働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）をいう。以下同じ。）附則第七条第一項前段

「働き方改革推進法（附則第七条第一項前段の規定に限る。）又は」と、同表第四十九条の第二項の項中「若しくは第四十条の第二項、第四項若しくは第五項」とあるのは「若しくは第四十条の第二項、第四項若しくは第五項若しくは働き方改革推進法附則第七条第一項前段」と、同表第四十九条の第三項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。」とあるのは「規定を除く。働き方改革推進法（附則第七条第一項前段の規定に限る。）とする。」

3 整備法附則第七条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される受入事業主について準用する。

3 整備法附則第七条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される受入事業主について準用する。

第三条 送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に關しては、送出事業主を派遣元事業主と、建設業務労働者の就業機会確保を労働者派遣と、送出労働者を派遣労働者と、協定対象送出労働者（新建設労働法第四十四条の規定により読み替えて適用する整備法第五条の規定による改正後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象送出労働者をいう。）を協定対象派遣労働者（整備法第五条の規定による改正後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。）と、受入事業主を派遣先とみなして、整備法附則第八条第一項前段の規定を適用する。

2 前項の規定により整備法附則第八条第一項前段の規定を適用する場合における新建設労働法第四十四条の規定の適用については、同条の表中

第四十条の六第一項第三号

とあるのは

第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号
第三十五条第二項	前項
同項第二号	

項第三 第四十条の六第一項第三号

前項又は働き方改革推進法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百五十一号）第三条第一項の規定により適用される働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）をいう。以下同じ。）附則第八条第一項前段

と、 第三十六条

第六条第一号から第三号まで

前項第二号

八号 建設労働法第三十二条第一号から第四号まで

とあるのは

第三十六条	第六条第一号
第三十六条第一号	次条

から第八号

建設労働法第三十二条第一号から第四号まで

と、 第四十一条第一号イ

法律の規定

次条並びに働き方改革推進法附則第八条第一項前段

法律の規定並びに建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定

とあるのは

第四十一条第一号イ	法律の規定
第四十一条第一号ハ	第三十五条

法律の規定並びに建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定

と

第四十八条第一項	の施行
----------	-----

又は建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）の施行

とあるのは

第四十八条第一項	の施行
第四十九条第一項	除く。

、働き方改革推進法（附則第八條第一項前段の規定に限る。）又は建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）の施行

と、同条第四十九条の三第一項の項及び

び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。」とあるのは「規定を除く。、働き方改革推進法（附則第八條第一項前段の規定に限る。）」と、同表中

第六十一条第三号	第三十五条六条
第六十一条第四号	第三六条

第十五条の三、第三十
第十五条
第三十五条又は働き方改革推進法附則第八條第一項前段

とする。

3 整備法附則第八條第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される建設業務労働者の就業機会確保をする送出事業主について準用する。

第四條 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十八條第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下この項及び次条において単に「港湾派遣元事業主」という。）が行う港湾労働者派遣事業（同法第二條第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。次条第一項において同じ。）に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第七條第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「限る。」と、新労働者派遣法第四十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）」

と、新労働者派遣法第四十九条の二第一項中「第四十条の九第一項」とあるのは「第四十条の九第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第七條第一項」と、労働者派遣法第四十九条の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）又はこれら」と、労働者派遣法第五十条及び第五十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）」とあるのは「限る。」とする。

2 前項の規定により整備法附則第七條第一項の規定を読み替えて適用する場合における整備法附則第二十一条の規定による改正後の港湾労働法（次条第二項において「新港湾労働法」という。）第二十三条の規定の適用については、同条の表第四十八条第一項の項中「又は」とあるのは「、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）」又は「と、同表第四十九条の二第二項の項中「若しくは第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項」とあるのは「若しくは第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項若しくは第五項若しくは第五項」とある関係法律の整備に関する法律附則第七條第一項」と、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。」とあるのは「規定を除く。、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七條第一項の規定に限る。）」とする。

3 整備法附則第七條第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定が適用される派遣先について準用する。

第五條 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第八條第一項前段の規定を適用する。

2 前項の規定により整備法附則第八條第一項前段の規定を適用する場合における新港湾労働法第二十三条の規定の適用については、同条の表中

第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号
第三十五条第二項	前項
同項第二号	

第四十条の六第一項第三号

とあるのは

項第三	第四十条の六第一項第三号
前項第二号	前項又は働き方改革推進法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百五十一号）第五條第一項の規定により適用される働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一条）をいう。以下同じ。）附則第八條第一項前段

と、
第三十六条
第六條第一号から第

八号	港湾労働法第十三条第一号から第四号まで	とあるのは	第三十六条	第六十一条第三号	第三十五条第一号	第六十一条第一号	第六十一条第四号	第三十五条第三、第三十六号	第三十五条
----	---------------------	-------	-------	----------	----------	----------	----------	---------------	-------

から第八号	港湾労働法第十三条第一号から第四号まで	と	第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律
-------	---------------------	---	-------------------------	------

この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）	とあるのは	第四十一条第一号ハ	第三十五条
------------------------	------------------------	-------	-----------	-------

この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）	と、同表第四十八条第一項の項中「又は」	第三十五条又は働き方改革推進法附則第八条第一項前段
------------------------	------------------------	---------------------	---------------------------

とあるのは「、働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）又は」と、同表第四十九条第一項の項中「関する規定を除く。」とあるのは「関する規定を除く。」又は働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）と、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。」とあるのは「規定を除く。」働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）と、同表中	第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六号
--	----------	---------------

とあるのは	第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六号
-------	----------	---------------

3 整備法附則第八条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される港湾派遣元事業主について準用する。

附則
この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項及び第三項、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項並びに第五条第三項の規定は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○経済産業省令第五十二号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十九条第四号の規定に基づき、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年八月三十一日
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 茂木 敏充

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令
貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第十六条第二項の経済産業省令で定める再保険の引受けは、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が引き受ける再保険の再保険金額が五百億円（再保険期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受けとする。 （会社の事業計画の認可の申請）</p> <p>第五条 会社は、法第十八条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第十六条 「略」</p>	<p>（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第十六条第二項の経済産業省令で定める再保険の引受けは、会社が引き受ける再保険の再保険金額が五百億円（再保険期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受けとする。 （会社の事業計画の認可の申請）</p> <p>第五条 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、法第十八条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第十六条 「略」</p>
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十七条 法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、外国政府及び国際機関の発行する有価証券であつて外国通貨をもって表示されるものの取得とする。</p> <p>第十八条 「略」</p>	<p>「新設」</p> <p>第十七条 「略」</p>

附則
この省令は、平成三十年九月一日から施行する。